

締約国に関する情報 FR	フランス 一般情報	附属書 B1 FR
国内官庁の名称	National Institute of Industrial Property (INPI) (France) (国立産業財産機関 (INPI) (フランス))	
所在地	15 rue des Minimes, CS50001, 92677 Courbevoie Cedex, France	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	01 56 65 89 98 (国内通話) (33) 1 71 08 71 63 (国際通話)	
電子メール	contact@inpi.fr	
インターネット	http://www.inpi.fr	
ファクシミリ装置	(33) 1 56 65 86 00	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある <sup>2</sup>	
フランスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	国立産業財産機関 (INPI) (フランス), 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局	
国内法令 <sup>3</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： フランスに居所若しくは業務拠点を有する自然人又は法人による出願 <sup>4</sup>	
フランスが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>5</sup>	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 2019年10月1日以降に国内官庁に行われた出願について。

3 知的財産法第L614-18条。

4 フランスにおいて行った先の出願に基づき優先権を主張する場合を除く。

5 対応する国内段階を参照されたい。

FR	フランス (続き)	FR
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁の利用者口座からの直接決済及び銀行送金による支払が推奨される。 国内官庁においては小切手、クレジットカード、現金による支払を受け付ける。	
国際型調査に関するフランスの規定 (PCT第15条)	なし (ただし、欧州特許庁 (EPO) が国内出願について行った調査は国際型調査と同じ価値を有する)	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合： (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願： 損害賠償、特許を侵害する物品の差押えが可能；ただし、侵害訴訟を審尋する裁判所は、特許が付与されるまで当該手続を停止する。当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされなければならない。 (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願： (1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない。	
フランスが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		